

先祖よりの株を潰し、父母妻子八路頭に迷う

弁もこれ無く、愚昧（ぐまい）の仕業（しわざ）を不便に思（おぼ）し召され、前々御触もこれ有るに付、篤（とく）と村役人共心得居り、何様脇村より申し勧め候共取り用い申さず、小前取り鎮め、其の上騒ぎ立てハ早々訴え出るべし、強訴・徒党を鎮め候ものには苗字帯刀（みょうじたいとう）をも御免、御褒美銀下さる程に付、村役人は

勿論、小前末々迄弁え知るべき事

一 近来在方村々のもの共、耕作を等閑（とうかん）にいたし、

却て（かえって）困窮等の儀を申し立て、奉公稼ぎに出候者多く、所持の田畑を荒らし置き候類これ有る由相聞き、不埒（ふらち）の至りに候、以来高人別割合、何人迄は奉公に出候ても、

残り人数にて耕作は勿論、村方の差し支えこれ無き哉否（いな）、村役人共相糺（ただ）し、実々無抛子細にて奉公に出度旨、相願い候ものこれ有り候はば、右割合の人数迄は村役人共承け届け、年季を限り奉公に出し候様致すべく候、若し村方の差し支えを顧みず奉公に出、持ち田畑を荒らし候儀等これ有り候はば、当人は

勿論、村役人越度たるべき事

一 常々油断無く耕作精を入れ、百姓不似合いの遊興、何にても仕る間敷、若し作物等に不精成るものこれ有らば、異見いたし用いざるにおいてハ訴え出るべき事

一 浦方山方稼ぎの事は格別、其の外在々有り来たる物の

外諸商売停止の事

一 何者に依らず他所より引越し候ものこれ有り候はば、出所

吟味遂げ、慥か成る請人取り、其の節申し出るべき事

附り、所出生のものたり共、年久敷（ひさしく）他行、立ち帰り候ものこれ有らバ訴え出るべき事

一 他所へ罷り越し一宿にても仕るべき節は、名主・組頭は申し合い、其の外の者共は五人組へ相断り、勿論帰り候はば

其の届仕るべき事

附り、江戸並び何方にても、用事これ有り罷り出候はば、

其の事相済み次第早速罷り帰り、永く逗留いたす

べからざる事